

謝金の支払いに関する規程

新潟県フードバンク連絡協議会

(目的)

第1条 この規程は、新潟県フードバンク連絡協議会（以下「協議会」という）が支払う謝金について必要な事業を定めることを目的とする。

(謝金対象者)

第2条 協議会の会員及び事務局員以外の者をこの規程による対象者とする。ただし、会員及び事務局員が有識者として講演等を行う場合には、謝金対象者とする。

(謝金の対象となる会議)

第3条 謝金の対象となる会議は、会長が協議会の業務の遂行にとって必要もしくは有益であると判断し許可した会議とする。

(会議出席謝金)

第4条 第3条に定める会議に出席した第2条に定める謝金対象者には、対価として謝金を支払うことができる。

(原稿執筆謝金)

第5条 協議会の運営及び活動に必要な原稿を執筆した者には、対価として謝金を支払うことができる。

(講師謝金)

第6条 協議会の運営及び活動に必要な講座等の講師をした者には、対価として謝金を支払うことができる。

(会議出席謝金の単価)

第7条 会議出席謝金は、1日20,000円を限度とする。また、会長は、必要に応じて会議出席謝金を減額又は増額できる。

(原稿執筆謝金の単価)

第8条 原稿執筆謝金の単価は、原稿の文字数を400字詰に換算し、400字当たり2,900円を限度とする。なお、400字未満は400字に切り上げて処理するものとする。また、会長は、必要に応じて原稿執筆謝金の単価を減額又は増額することができる。

(講師謝金の単価)

第9条 講師謝金の単価は、別表に定める額による。講師謝金は、講義時間30分を単位として支給し、講義時間に30分未満の端数が生じたときは、30分に切り上げて処理するものとする。また、会長は、必要に応じて講師謝金の単価を減額又は増額することができる。

(交通費及び宿泊費等の実費の支給)

第10条 第2条に定める謝金対象者には、第7条、第8条及び第9条に定める謝金の単価に加えて、交通費及び宿泊費等の実費相当額を支給する。また、会長は、必要に応じて交通費及び宿泊費等の実費相当額を減額できる。

別表（第9条関係）

区分	講師料（1時間当たり）
大学教授クラス、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士等	11,300円
上記以外の民間企業・団体の講師（①代表級 ②部門責任者級 ③その他）	①11,300円／②7,900円／③3,600円

附則 この規程は、令和5年4月1日から適用する。